

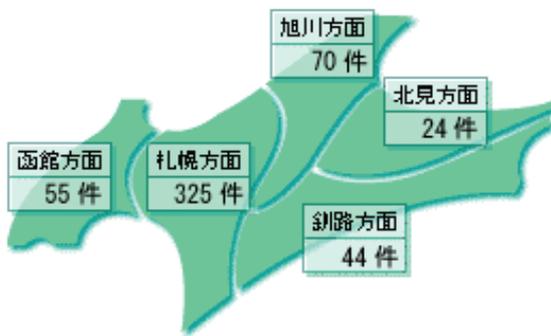
# 北海道消費者被害防止 ネットワークニュース No.28

【事務局】北海道立消費生活センター <http://www.do-syouhi-c.jp> (指定管理者(社)北海道消費者協会)  
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟2階 TEL 011-221-0110 FAX 011-221-4210

## 依然と後を絶たない「振り込め詐欺」！！

### 振り込め詐欺事件発生状況 (平成20年11月末)

	平成20年11月末	平成19年11月末	増減
認知件数	518件	260件	+258件
被害総額	575,970,258円	457,84,1571円	+118,128,687円



- ・全国的に「振り込め詐欺」が激増しています。
- ・振り込め詐欺とは、「オレオレ詐欺」、「架空請求詐欺」及び「融資保証金詐欺」の3つの詐欺に、平成19年から急増している「選付金等詐欺」を加えた4つの詐欺を総称したものをいいます。
- ・振り込め詐欺は、いずれも電話や郵便などを利用して、他人をだまし高額な振り込みを要求する悪質な犯罪です。

・道民の皆さまにあっても、自分は絶対大丈夫と思わず、  
**すぐに振り込まない 一人で振り込まない**  
を心掛け、振り込む前に、まず家族や警察に相談するなど、被害に遭わないよう十分注意してください。 道警ホームページより

[http://www.police.pref.hokkaido.jp/sub\\_page/furikome/furikome-2-ninchi.html](http://www.police.pref.hokkaido.jp/sub_page/furikome/furikome-2-ninchi.html)

## 「地域消費者被害防止ネットワーク」設立推進のお助けパンフレットができました！

北海道消費者被害防止ネットワークでは、地域のネットワーク設立を応援しています。ネットワークの活動や構成団体の集会などに、パンフレットを利用してください。ご希望の方は、道立消費生活センター 啓発部までご連絡ください。



北海道立消費生活センターのホームページで、ご覧いただけます。  
[http://www.do-syouhi-c.jp/network/leaflet\\_network.pdf](http://www.do-syouhi-c.jp/network/leaflet_network.pdf)

(全6面の一部です)

# 若者がねらわれる悪質商法の手口

リーフレット「気をつけて！ 悪質商法と契約トラブル（若者編）」  
（北海道立消費生活センター発行）より一部参照

## 1. アポイントメントセールス

あなたに近づく手口

電話で「当選した」「あなただけ特別」などと言って喫茶店やファミリーレストランなどに呼び出し、特典を強調して複合サービス会員券などを契約させます。

主な商品は…

複合サービス会員権、DVDソフト、宝石など

ここに注意！

おいしい話にはウラがあります。「当選」「特典」などの甘い誘い文句に惑わされないこと。

知らない人からの電話は早めに切って相手にしないこと。



## 2. キャッチセールス

あなたに近づく手口

街頭で「アンケート」などと言って呼び止め、店舗や営業所などに連れて行き、「今ならキャンペーン価格」などとしつこく勧誘し契約させます。

主な商品は…

エステティックサービス、化粧品、美顔器、絵画など

ここに注意！

契約するまで帰してもらえないこともあります。声をかけられても安易について行かないこと。「話しだけなら」は危険です。

## 3. マルチ商法

あなたに近づく手口

友人から「誰でもかんたんに儲かる話がある」と言われセミナーに誘われます。

自分が「新たに友人を勧誘し、その商品を買えばマージンが入り高収入が得られる」と言われ、商品を購入し、ピラミッド型に会員を増やす組織に加入しますが、思うように売れず在庫と借金を抱えてしまうおそれがあります。

主な商品は…

健康食品、化粧品、浄水器、24時間風呂など

ここに注意！  
「簡単に儲かる」「月100万円も夢じゃない」などという甘い言葉に惑わされないこと。友人、知人を巻き込むための人間関係を壊してしまう危険があります。興味が無い、必要ないと思ったら、相手が友人でも勇気を出して断りましょう。

あなただけが、当選したのよ！今なら特典付きで購入できるチャンスよ！



簡単に儲かる仕事の説明会があるのよ！行ってみない？



# こんな事例がありました。あなたならどうしますか？

## 【路上で声をかけられ、エステティックの契約をしてしまった…】

先日、歩いていると路上で何度も声をかけられた。はじめは無視していたが、繰り返して声をかけてくるので、自分が覚えていない知人かと思い、思わず返事をしてしまった。するとアンケートだった。仕方なくアンケートに答え、電話番号と携帯電話のアドレスを教えた。アンケートに協力してくれたお礼に『体験エステを受けられる』と誘われたので、一緒に店へ行った。3,150円の体験エス

テを受けた後に、30万円近いエステコースの契約をするよう迫られた。支払いはクレジットを組むよう言われた。強く断ると、今度は21万円のコース勧められたが、これも断った。それでも、さらに1万円の契約を勧められ、根負けして契約してしまった。その時、既に入店から5時間以上経っていた。しかし、納得できないので解約したい。

- ・ 契約日 ○○月22日
- ・ 相談日 ○○月27日
- ・ 契約当事者 20代 男性 学生

## 【ここに注意…】

このように、路上で目的を告げずに呼び止め、アンケートなどに答えさせて、一緒に店舗へ行き、そこで契約させる販売方法を「キャッチセールス」と呼んでいます。

安易に「電話番号」や「携帯電話のアドレス」などの個人情報を教えてはいけません。

「3,150円の体験エステ」のように「安価」や「無料サービス」をうたって店舗へ誘うのは、その後に商品やサービスの契約をさせることが目的です。

「強く断っている」のに、さらに別の契約を勧めたり、契約するまで5時間以上も店内に留まらせるのも不当な販売方法です。

本来なら、路上で声をかけた時（勧誘時）にエステティックサービスの販売が目的であることを知らせる必要があります。

エステティックサービスは、女性だけでなく男性も勧誘されます。

男性の場合、エステティックの契約をしたこと自体が恥ずかしいという気持ちからか、なかなか相談できないこともあるようです。

## 【解決方法として…】

- ・ この事例は、路上で勧誘されて店舗へ連れて行かれ、そこで契約するという「訪問販売」に該当しますので、クーリング・オフ制度が適用できるとわかりました。
- ・ 相談者には、クーリング・オフ制度について説明し、相談日が27日で、「契約書面を受け取った日（22日）から8日間以内」であることから、クーリング・オフによる解約方法について助言しました。

## 【参 考】

エステティックサロンのサービス（役務）契約で、役務提供期間が1ヶ月を超え、金額が5万円を超える場合には、「特定商取引法」で定められた取引内容の「特定継続的役務提供（1）」に該当し、クーリング・オフ制度が適用され、中途解約もできます。

（1）特定継続的役務提供の対象取引とは？

- ・ エステティックサービス
- ・ 外国語会話教室
- ・ パソコン教室
- ・ 学習塾
- ・ 家庭教師
- ・ 結婚相手紹介サービス



# 《クーリング・オフとは?》

訪問販売など法律で定められた特定の取り引きについて、いったん契約した場合でも、一定期間は消費者が自由に契約を解除することを認めるものです。

例えば、訪問販売では契約書面を受け取った日から8日間は無条件で契約を解除できます。すでに支払ったものは返金されます。解約理由は必要ありません。

クーリング・オフは、取引内容や適用対象が定められており、その期間も取引内容により異なります。

クーリング・オフは、必ず、書面（はがき）により「簡易書留」などで契約先（販売店）へ送付しましょう。

クレジット契約をした時には「販売店」とともに「クレジット会社（信販会社）」へも送付しましょう。

その時、必ず、書面の裏表をコピーして保管しておきましょう。

郵便はがき	
郵便局に持参してください	□□□□□□□□
(会社名)	府 都 道
代表者	郡 市 区
様	村 区 町
配達記録郵便または簡易書留	

# 《悪質商法にあわないために》

- ・進学や就職などで見知らぬ土地へ住むことになると、身近に友人・知人や相談相手がいないことから、「友達ができる」「簡単にお金がもうかる」等の言葉を信じて「マルチ商法」の誘いにのってしまったり、その他様々な商品やサービス購入を勧められても、断り切れずに契約をしてしまうことがあります。
- ・また、20歳になると保護者の承諾がなくても自由に契約できることから、未成年の時にはなかった勧誘の機会が急増してきます。
- ・成人としての法的責任を自覚し、安易に契約しないよう注意することが必要です。

「何か おかしいな?」「誰かに相談したい」と思ったら  
北海道立消費生活センターや  
相談専用電話  
050-7505-0999  
居住地の消費生活相談窓口へ  
ご相談ください。

<b>契約解除通知書</b>				
申込日	平成	年	月	日
書面受領日	平成	年	月	日
商品・役務名				
契約金額	円			
販売会社名 (担当者名)				
上記の契約を解除します。				
つきましては、すでに支払っている金銭 (金 円)を返金し、 商品は早急にお引き取りください。				
申し出日	平成	年	月	日
(契約者)				
住所				
氏名				